

E i w a N e w s

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年10月
(No. 243)

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設などが行われました。

これらの改正は、令和7年分以後の所得税について適用され、令和7年12月に行う年末調整等において変更が生じますので、注意が必要となります。

今回はこれらの改正内容についてご紹介いたします。

〔1〕 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	基礎控除額		改正前
	改正後(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注1) 改正後の基礎控除額58万円に、特例による加算額を加算した額となります。
この加算は、居住者についてのみ適用があります。

(注2) 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(注3) 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

〔2〕 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

〔3〕 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて一定の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族】

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、同親族の合計所得金額が58万円以下の場合は特定親族には該当しませんが、その場合は、特定扶養親族として扶養控除の対象となります(扶養控除額は63万円です。)

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注))		特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)		63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)		61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)		51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)		41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)		31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)		21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)		11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)		6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)		3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

〔4〕 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注1) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

(注2) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

〔5〕 令和7年の源泉徴収事務と年末調整による精算

これらの改正は令和7年12月1日に施行され、同日以後に支払う給与から適用されます(令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更はありません。)

令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。